

資料番号	5
------	---

令和5年2月21日
課名 土木建築局道路河川管理課
担当者 課長 村中
内線 3884

## 県道巖島公園線における歩行者利便増進道路（通称:ほこみち）の指定について

### 1 要旨・目的

県道巖島公園線について、廿日市市から歩行者利便増進道路の指定の要望があり指定の手続きが整ったため、令和5年3月1日付けで指定する。

指定により、道路の占用許可が柔軟に認められ、事業主体の創意工夫による賑わいのある空間づくりが可能となるため、廿日市市が進めている宮島口地区の「宮島観光に対する高揚感を醸成させる景観づくり」や、「地区内の回遊性のあるまちづくり」などの支援となる。

なお、このたびの指定は、県管理道路では初めてとなる。

指定区間：廿日市市宮島口一丁目 2607 番 1 地先から  
廿日市市宮島口一丁目 2607 番 12 地先まで  
延長：約 80m ※別紙「位置図」等参照

### 2 現状・背景

県道巖島公園線は、JR宮島口駅と宮島口旅客ターミナルをつなぐ「まちのシンボル軸」として、賑わいの創出や回遊性を向上させる役割があるが、改正前の道路法（以下、「法」という。）では歩道への継続的な占用物件の設置を認めていなかったため、これまでは単発的な道路使用による年数回のマルシェの開催など、一時的なものに限られていた。

この度の法改正により、通行を妨げない歩道空間を歩行者の滞留空間として継続的に使用することが可能となり賑わいづくりの自由度が増すことから、廿日市市から指定の申し出があったものである。

### 3 概要

#### (1) 対象者

地元事業者を構成員とする「宮島口みらい協議会」を想定している。

#### (2) 事業内容

##### ア 歩行者利便増進道路について

法の改正（令和2年11月25日施行）により、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資するため、歩行者の滞留空間を確保し、及び歩行者利便増進施設等（ベンチ、露店及びオープンカフェなど）の適正かつ計画的な設置を誘導することが特に必要と認められるものについて、道路管理者が区間を定めて指定することのできる制度である。

##### イ 道路占用料の減額について

道路占用主体により道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃等）が行われる場合は、占用料を90%減額する。

#### (3) スケジュール

指定日：令和5年3月1日

#### (4) 予算（国庫・単県）

—

#### (5) 今後の対応

指定後は、地元事業者（「宮島口みらい協議会」を想定）から道路占用許可申請を受けて許可を行い、歩道への休憩施設等の設置を可能とする。

#### 4 その他（県内及び中国4県の指定状況）

##### (1) 県内の国及び市町の管理道路

指定国道	広島市道	呉市道	尾道市道	福山市道
3カ所	3カ所	3カ所	2カ所	7カ所

※広島市の3カ所：紙屋町シャレオ、並木通り、広島中央通り

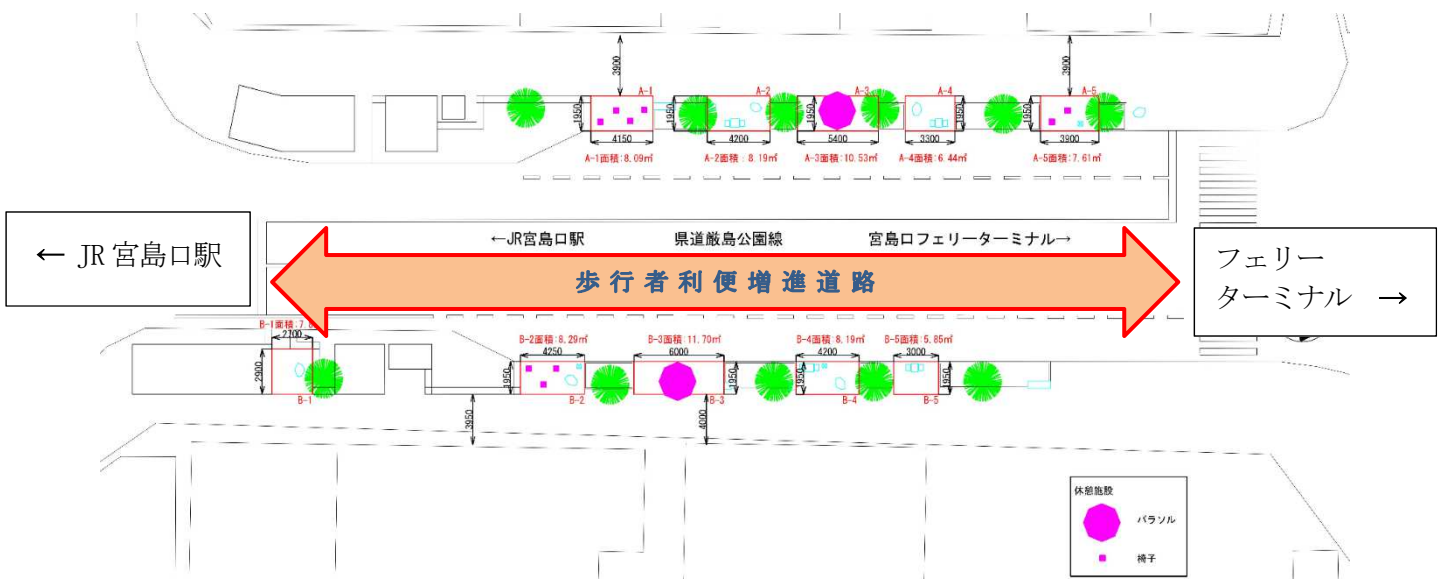
##### (2) 中国4県の県管理道路の指定状況

山口県	岡山県	島根県	鳥取県
1カ所	指定なし	指定なし	指定なし

#### 【位置図】



#### 【イメージ図】



出典：廿日市市提供資料